

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市脇町大字脇町字郡里町 八五八番一地先から 同 新町字新町二七三 番地先まで	一七二・四	令和六年十一月二十六日